

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 5 月 29 日 (火) 第3420号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 保安林の指定予定 (2件) (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定予定の通知 (4件) (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定施業要件の変更 (森づくり推進課取扱い) 4
- 漁業の免許内容等の事前決定 (水産振興課取扱い) 4
- 県営土地改良事業に係る換地処分 (4件) (農地整備課取扱い) 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 5

公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告 (2件) (建築課取扱い) 6

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 6

奄美大島海区漁業調整委員会指示

- ソデイカの採捕を目的とする漁業についての指示 (奄美大島海区漁業調整委員会取扱い) 7

告 示

鹿児島県告示第612号

鹿児島県青少年保護育成条例 (昭和36年鹿児島県条例第65号) 第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成30年 5 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25287	平成30年 5月21日	雑 誌	i h r H e r t z 5月号 01771-5	大洋図書	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
25288			花音 6月号 17481-06	芳文社		
25289			D a r i a 6月号 05839-06	フロンティア アワークス		
25290			d r a p 6月号 16695-06	コアマガジン		
25291			実話ナックルズ 6月号 04877-6	ミリオン出版		
25292			C I R C U S M A X 6月号 04099-06	KKベストセラーズ		

鹿児島県告示第613号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として

指定する予定である。

平成30年 5 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿児島市上谷口町3518番 1, 3518番 4, 3518番 5, 3521番 2, 3521番 3, 3527番 1, 3527番 2, 3528番 1, 3528番 2, 3529番, 3529番 1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第614号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成30年 5 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
いちき串木野市大里字妙見前1356番 2, 字上段1378番, 1379番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びいちき串木野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第615号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成30年 5 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
曾於市財部町北保字板越屋敷8659番 4, 8659番 8, 8659番11, 8695番 1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第616号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成30年 5 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所

鹿屋市大始良町1849番1，1854番（次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第617号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成30年 5 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所

鹿屋市吾平町麓字塩井迫1815番2，1817番5

- 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第618号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成30年 5 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林予定森林の所在場所

鹿屋市串良町岡崎字和田馬場2379番1, 2380番1・2381番6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2382番1, 2417番（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第619号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年 5 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

霧島市横川町下ノ字大迫771番2, 772番1, 773番1, 773番2, 字奴留木774番1から774番3まで, 775番, 776番6, 776番7, 776番9

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大迫771番2, 772番1, 字奴留木776番6, 776番7

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第620号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成30年 5 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場番号, 漁業種類, 漁業の名称, 漁業の時期, 漁場の位置及び漁場の区域

- 別冊のとおり
- (2) 免許の有効期間
免許の日から平成35年 8 月 31 日まで
- 2 制限又は条件
別冊のとおり
- 3 免許予定日
平成30年 9 月 1 日
- 4 免許申請期間
平成30年 6 月 4 日から同年 7 月 13 日まで
- 5 地元地区
別冊のとおり

鹿児島県告示第621号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営農村振興総合整備霧島西部地区上牟田換地区の換地計画に係る換地処分を、平成30年 5 月 11 日に行った。

平成30年 5 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第622号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営農村振興総合整備霧島西部地区宮川内換地区の換地計画に係る換地処分を、平成30年 5 月 11 日に行った。

平成30年 5 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第623号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）大隅地区鍋田換地区の換地計画に係る換地処分を、平成30年 5 月 8 日に行った。

平成30年 5 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第624号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）大隅地区前田換地区の換地計画に係る換地処分を、平成30年 5 月 8 日に行った。

平成30年 5 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第625号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年 5 月 29 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年 5 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日

県道	曾津高崎線	大島郡宇検村大字平田字磯平2362番地先から2351番地先まで	平成30年 5月29日
----	-------	---------------------------------	----------------

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 5 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
始良市加治木町木田字下水流3973番1及び3974番1並びに字中須3980番1, 3984番1, 3986番及び3987番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
始良市加治木町木田3722番地1
株式会社フツハラ
代表取締役 蓬原浩二

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 5 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
(2工区)
大島郡知名町大字瀬利覚字向田2203番1の一部, 2204番1の一部, 2207番1の一部及び2207番3の一部並びに字小米原2208番の一部, 2208番3, 2271番6, 2271番11及び2208番地先里道の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号
医療法人徳洲会
理事長 鈴木隆夫

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第48号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成30年 5 月 29 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR七福天AST	ベルコ株式会社	7P1890
回胴式遊技機	デカナナ/D3-30	株式会社ヤマ	7S1866
回胴式遊技機	デカナナ/D1	株式会社ヤマ	8S0107
回胴式遊技機	クロノス/C1	ベルコ株式会社	7S1913
回胴式遊技機	ピンコ/A1	ベルコ株式会社	8S0145
回胴式遊技機	プレミアムハナハナ/DX-30	株式会社パイオニア	8S0028
回胴式遊技機	エクシドイーター/HC	ハイライツ・エンタテ	8S0044

		インメント株式会社	
回胴式遊技機	ルパン三世世界解剖/K 1	株式会社オリンピア	7S1878

奄美大島海区漁業調整委員会指示

奄美大島海区漁業調整委員会指示第30－1号

奄美大島海区におけるソデイカの採捕を目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成30年 5 月 29 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

1 定義

- (1) この指示において、ソデイカはえ縄漁業とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、うきによって海面から吊るし、ソデイカを採捕する漁業をいう。
- (2) この指示においてソデイカ旗流し漁業とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗及び旗竿の標識をつけたうきによって海面から吊るしたものを1単位として流し、ソデイカを採捕する漁業をいう。

2 操業の承認

奄美大島海区において、ソデイカはえ縄漁業を操業しようとする者は、別に定める「ソデイカ漁業の承認取扱要領」により、使用する漁船ごとに奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3 承認の対象者

承認の対象となる者は、原則として鹿児島県に住所を有する者であって、委員会が特に認めた者とする。

4 操業を承認しない場合

委員会は次のいずれかに該当する場合は、操業の承認をしない。

- (1) 操業の承認を受けた者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合
- (2) 漁業に関する法令又はこの指示を遵守する精神を著しく欠く者であると認められる場合
- (3) 同一の漁業者が2隻以上申請した場合

5 操業期間の制限

ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業は、毎年7月1日から10月31日までは操業してはならない。

6 漁具の制限

ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業で使用する漁具を次のように制限する。

- (1) ソデイカはえ縄漁業で使用する擬餌針等の数は、1隻当たり350針以内とする。
- (2) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき30本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。
- (3) 最大高潮時海岸線から50海里を超える海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき50本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。

7 操業区域の制限

ソデイカはえ縄漁業は、最大高潮時海岸線から50海里以内で操業してはならない。

8 承認証の漁船への備付け義務

ソデイカはえ縄漁業の操業に際しては、委員会から交付された承認証を当該承認に係る漁船内に備え付けなければならない。

9 漁獲実績の報告

ソデイカ旗流し漁業を行う者が所属する漁業協同組合長及びソデイカはえ縄漁業の承認を受けた者は、委員会に漁獲実績を報告しなければならない。

10 遵守事項

ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業を行う者は、この指示に定めるもののほか、委員会が漁業調整上必要な事項を指摘したときは、これを遵守しなければならない。

11 承認の取消し

委員会は、漁業調整上必要があると認めるとき、又はこの指示に違反して操業したと認めるときは、承認を取り消すことがある。

12 取扱事項

この指示に定めるもののほか、操業の承認等に係る取扱いについては、別に定める「ソデイカ漁業の承認取扱要領」及び「ソデイカはえ縄漁業の承認等に関する取扱方針」によるものとする。

13 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成30年7月1日から平成31年6月30日までとする。